

※記入例については、あくまで弊社の理解によるものです。詳細については最寄りの税務署又は税理士にご確認ください。

# 令和 年分 給与所得の源泉徴収票

支 払 を受ける者	住 所 又 は居 所	(① 大阪市西区新町●丁目▲番地 ×× 号)										(受給者番号)					
												(役職名)					
												氏名	(フリガナ) ヒロセ タロウ				
												名	(②) ヒロセ 太郎				
種 別			支 払 金 額			給 与 所 得 控 除 後 の 金 額 (調 整 控 除 後 )			所得控除の額の合計額			源 泉 徴 収 税 額					
(③) 給料・賞与			円	5	千	円	11	千	円	12	千	円	内	6	千	円	
(源泉)控除対象配偶者の有無等		老人	配偶者(特別) 控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)						16歳未満 扶養親族 の数	障害者の数 (本人を除く。)			非居住者 である 親族の数		
有	従有		千	円	人	従人	内	人	従人	人		従人	人	内		人	人
(摘要)			社会保険料等の金額			生命保険料の控除額			地震保険料の控除額			住宅借入金等特別控除の額					
内	7	十	円	13	十	円						千	円	千	円		
	8 4 2	7 0 0			7 5 0 0 0												
源泉徴収時所得税減税控除額 60,000 円、控除外額 0 円																	
(8)																	
生命保険料の金額の内訳		新生命保険料の金額	円 240,000		旧生命保険料の金額	円		介護医療保険料の金額	円 60,000		新個人年金保険料の金額	円		旧個人年金保険料の金額	円		
住宅借入金等特別控除の額の内訳		住宅借入金等特別控除適用額			居住開始年月日(1回目)	年	月	日	住宅借入金等特別控除区分(1回目)			住宅借入金等年末残高(1回目)			円		
		住宅借入金等特別控除可能額	円		居住開始年月日(2回目)	年	月	日	住宅借入金等特別控除区分(2回目)			住宅借入金等年末残高(2回目)			円		
(源泉・特別) 控除対象 配偶者		(フリガナ) 氏名	⑨ ハナコ 花子			区分	配偶者の合計所得			国民年金保険料等の金額	円		旧長期損害保険料の金額	円			
		(フリガナ) 氏名				区分				基礎控除の額	円		所得金額調整控除額	円			
控除対象扶養親族	1	(フリガナ) 氏名				区分	16歳未満の扶養親族			(フリガナ) 氏名	円		区分				
	2	(フリガナ) 氏名				区分				(フリガナ) 氏名	円		区分				
	3	(フリガナ) 氏名				区分				(フリガナ) 氏名	円		区分				
	4	(フリガナ) 氏名				区分				(フリガナ) 氏名	円		区分				
未成 年 者	外 国 人	死 亡 退 職	災 害 者	乙 欄	本 人 が 障 害 者	寡 婦	ひ と り 親	勤 労 学 生	中途就・退職			受給者生年月日					
					特 別	そ の 他			就職	退職	年	月	日	元号	年	月	日
支 払 者	住所(居所) 又は所在地																
	(④) 大阪市西区新町 9 丁目 9 番 9 号																
	氏名又は名称		●●株式会社														
(電話) 06-0000-0000																	

## 損益計算書

ヒロセ通商株式会社  
近畿財務局長（金商）第41号

〒 550-0013

大阪府大阪市西区  
新町1-3-19  
MGビル

商品	: LION FX	営業所名	: 本店
お客様番号	: 0000007	担当部署	: 業務部
お客様名称	: ヒロセ太郎 様	電話番号	: 06-6534-0708

右記取引期間内のお取引内容をご報告申し上げます。  
記載内容をご確認のうえ、万一、内容に相違または疑義が認められる場合には、右記の弊社担当部署まで速やかにご連絡ください。

■取引の種類：店頭外国為替証拠金取引 ■証拠金を預託すべき相手方：当社

取引日： 2024/01/02～2024/12/31

通貨ペア	売買損益	スワップ損益	手数料	通貨別期間損益
USD/JPY	150,000	20,000	0	170,000
EUR/JPY	150,000	20,000	0	170,000
GBP/JPY	150,000	20,000	0	170,000
AUD/JPY	150,000	20,000	0	170,000
NZD/JPY	150,000	20,000	0	170,000
CAD/JPY	150,000	20,000	0	170,000
EUR/USD	150,000	20,000	0	170,000
GBP/USD	150,000	20,000	0	170,000
EUR/GBP	150,000	20,000	0	170,000
AUD/USD	150,000	20,000	0	170,000
NZD/USD	150,000	0	0	150,000
USD/CAD	150,000	0	0	150,000
調整金：	0	0	0	0
合計：	(あ) 1,800,000	(い) 200,000	(う) 0	(う) 2,000,000

キャンペーン	0
--------	---

### 記入例③ 源泉徴収票から転記

#### 【基礎控除の金額】

基礎控除の金額	合計所得金額 2,400万円以下	2,400万円超～ 2,450万円以下	2,450万円超～ 2,500万円以下	2,500万円超
基礎控除の金額 (令和2年分以降)	48万円	32万円	16万円	0円

※令和元年分以前の基礎控除の金額は、合計所得金額にかかわらず、一律38万円です。

## 記入例③ 源泉徴収票から転記

### 記入例③

### 損益計算書、源泉徴収票から転記

令和〇〇年分の所得税及びの復興特別所得税

住 所 号	① 大阪市西区新町●丁目▲番地 ××号	
フリ ナミ	ヒロセ タロウ	② ヒロセ 太郎

		(単位は円)							
収 分 離 課 税 額	短期譲渡	一般分	⑦						
	長期譲渡	一般分	⑧						
	特 定 分	⑨							
	軽課分	⑩							
	一般株式等の譲渡	⑪							
	上場株式等の譲渡	⑫							
	上場株式等の配当等	⑬							
	先物取引	⑭	⑯	2000000					
	山 林	⑮							
	退 職	⑯							

76

先物取引に係る  
雑所得等の金額  
の計算明細書の  
⑫の合計を転  
記する

79

⑫ - ⑯

1,000 円未満切捨て

84

所得税及び復興  
特別所得税の申  
告書付表(先物  
取引に係る縁越  
損失用)の  
⑯を転記する

所 分 離 課 税 額	短期譲渡	一般分	⑦						
	長期譲渡	一般分	⑧						
	特 定 分	⑨							
	軽課分	⑩							
	一般株式等の譲渡	⑪							
	上場株式等の譲渡	⑫							
	上場株式等の配当等	⑬							
	先物取引	⑭	⑯	2000000					
	山 林	⑮							
	退 職	⑯							

税 金 の 計 算	総合課税の合計額 (申告書第一表の⑫)	⑫	11	4	3	6	0	0	0
	所得から差し引かれる金額 (申告書第一表の⑯)	⑯	12	1	3	9	7	0	0
	対応分	⑯	29	6	2	0	0	0	0
	対応分	⑯	0	0	0	0	0	0	0
	対応分	⑯	0	0	0	0	0	0	0
	対応分	⑯	0	0	0	0	0	0	0
	対応分	⑯	1200000						
	対応分	⑯	0	0	0	0	0	0	0
	対応分	⑯	0	0	0	0	0	0	0

### 申告書(分離課税用)

F A 2 4 0 1

第三表

(令和六年分以降用)  
(79)の金額を  
所得税の税率に  
あてはめる  
2,962,000円の場合  
2,962,000円 × 10%  
-97,500=198,700円  
となる。

○ 第三表は、申告書の第一表・第二表と一緒  
に提出してください。  
(92)  
(84) × 15%

99  
所得税及び復興  
特別所得税の申  
告書付表(先物  
取引に係る縁越  
損失用)の  
⑯を転記する

整 理 号 一 連 号

特 例 適 用 条 文

法	条	項	号
所 法	措 法	震 法	
所 法	措 法	震 法	
所 法	措 法	震 法	

⑦ 対応分	⑯	198700
⑧ 対応分	⑯	
⑨ 対応分	⑯	
⑩ 対応分	⑯	
⑪ 対応分	⑯	
⑫ 対応分	⑯	180000
⑬ 対応分	⑯	
⑭ 対応分	⑯	
⑮ 対応分	⑯	
⑯ 対応分	⑯	

⑯から⑯までの合計  
(申告書第一表の⑯に転記)

株 式 等	本年分の⑯から 差し引く縁越損失額 翌年以後に繰り越される 損失の金額
配 当 等	本年分の⑯から 差し引く縁越損失額
先 物 取 引	本年分の⑯から 差し引く縁越損失額 翌年以後に繰り越される 損失の金額

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必 要 経 費	差 引 金 額 (収入金額 - 必要経費)	特 別 控 除 額
		円	円	円

差引金額の合計額

特別控除額の合計額

○ 上場株式等の譲渡所得等に関する事項

上場株式等の譲渡所得等の  
源泉徴収税額の合計額

区分	収 入 金 額	退 職 所 得 控 除 額
一般		円
短 期		
特 定 役 員		

A	B	C	申 告 等 年 月 日			
D	E	F	通 算			
取 得 期 限				特 別 期 間		
資 産	入 力					
資 産	入 力		申 告 分			

【所得税の税率】

課税される所得金額	195万円未満	195万円以上～330万円未満	330万円以上～695万円未満	695万円以上～900万円未満	900万円以上～1,800万円未満	1,800万円以上～4,000万円未満	4,000万円以上～
税率	5%	10%	20%	23%	33%	40%	45%
控除額	0円	97,500円	427,500円	636,000円	1,536,000円	2,796,000円	4,796,000円

### 記入例③

### 前年の損失がある

### 先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書

(記載例については、裏面  
を参照してください。)

(この明細書は、先物取引に係る事業所得や譲渡所得、雑所得について確定申告をする場合に使用します。なお、これらのうち2以上の所得があるときは、所得の区分ごとにこの明細書を作成します。詳しくは、「先物取引に係る雑所得等の説明書」を参照してください。)

いずれか当てはまるものを( )で囲んでください。

事業所得用  
譲渡所得用  
**雑所得用**

(令和 年分) 氏名 ヒロセ 太郎

(2)

		Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	合計 (ⒶからⒸまでの計)
取引の内容	種類	外国為替証拠金取引			
決済年月日		・・	・・	・・	
数量		枚	枚	枚	
決済の方法		仕切			
総収入金額	差金等決済に係る利益又は損失の額	円 1,800,000 (あ)	円	円	円 1,800,000
	譲渡による収入金額(※)				
	その他の収入	円 200,000 (い)			円 200,000
	計(①+③)又は(②+③)	円 2,000,000			円 2,000,000 (う)
必要経費等	手数料等	⑤			
	②に係る取得費	⑥			
その他の経費		⑦			
		⑧			
		⑨			
小計(⑦から⑨)までの計	計(⑩)				
	計(⑤+⑩)又は(⑤+⑥+⑩)	⑪			
所得金額(④-⑪)	⑫	円 2,000,000			円 2,000,000

申告書第三表(分離課税用)は「収入金額」欄の④(申告書第四表(損失申告用)は「1損失額又は所得金額」欄のFのⒶ収入金額)に転記してください。

黒字の場合は、申告書第三表(分離課税用)の「所得金額」欄の⑭(申告書第四表(損失申告用)は「1損失額又は所得金額」欄のFの⑯)そのまま転記し、赤字の場合は、申告書第三表(分離課税用)の「所得金額」欄の⑭(申告書第四表(損失申告用)は「1損失額又は所得金額」欄のFの⑯)に「0」と書いてください。

(※)カバードワラント(金融商品取引法第2条第1項第19号に掲げる有価証券で一定のものをいいます。)の譲渡による譲渡所得についてその譲渡による収入金額を記載してください。

○ ①、④及び⑫欄は金額が赤字のときは、赤書き(△印)してください。

○ ④から⑫の各欄は、差金等決済又は譲渡ごとに記載してください。

○ ⑦本年の⑫欄の合計額が赤字のときにその赤字を翌年以降に繰り越す場合や、⑦本年の⑫欄の合計額が黒字のときに前年から繰り越された赤字を本年の黒字から差し引くときには、『令和\_\_\_年分の所得税及び復興特別所得税の\_\_\_申告書付表(先物取引に係る繰越損失用)』も併せて作成してください。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

		一連番号

# 令和\_\_\_年分の所得税及び復興特別所得税の\_\_\_申告書付表 [先物取引に係る繰越損失用]

提出用

現在の  
住所  
又は  
居所  
事業所等

① 大阪市西区新町●丁目▲番地 ×× 号

フリガナ  
氏名

② ヒロセ タロウ  
ヒロセ 太郎

この付表は、租税特別措置法第41条の15(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)の規定の適用を受ける方が前年から繰り越された前3年分の先物取引の差金等決済に係る損失の金額を本年分の先物取引に係る雑所得等の金額から控除する場合や翌年以後に繰り越される前2年分及び本年分に生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額がある場合に使用します。

○この付表は、申告書と一緒に提出してください。

## 1 先物取引に係る雑所得等の金額

本年分の先物取引に係る雑所得等の金額	① 円 2,000,000
--------------------	------------------

〔先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書の「合計」欄の⑫の金額の合計額を転記してください。〕

## 2 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の計算

先物取引の 差金等決済 に係る所得 の損失が生 じた年分	前年分までに引ききれ なかった先物取引の 差金等決済に係る所得 の損失の額	本年分で差し引く先物 取引の差金等決済に係 る所得の損失の額	翌年分以後に繰り越し て差し引かれる先物 取引の差金等決済に 係る所得の損失の額	先物取引に係る雑所得 等の金額の差引金額
A ____年 (3年前)	②(前年の付表の⑦の 金額) 0	③(①と②のいずれか低い 方の金額)(赤字のときは0) 0		④(①-③) 円 2,000,000
B ____年 (2年前)	⑤(前年の付表の⑪の金額) 0	⑥(④と⑤のいずれか低い方 の金額)(赤字のときは0) 0	⑦(⑤-⑥) 円 0	⑧(④-⑥) 円 2,000,000
C ____年 (前年)	⑨(前年の付表の①が赤字の 場合に、その赤字の金額を△を 付けずに書いてください。) 800,000	⑩(⑧と⑨のいずれか低い方 の金額)(赤字のときは0) 800,000	⑪(⑨-⑩) 0	⑫(⑧-⑩) 円 1,200,000

※ 前年分までの所得から  
引ききれなかった雑損失  
の金額(注)が、本年分  
の先物取引に係る雑所得  
等の金額から差し引かれる  
場合には、⑫の金額か  
ら当該雑損失の金額を差  
し引いた後の金額を記載  
してください。  
(注) 所得税法第71条の  
2第2項に規定する特定  
雑損失金額及び東日本大  
震災の被災者等に係る国  
税関係法律の臨時特例に  
関する法律第5条第1項  
に規定する特定雑損失金  
額を含みます。

## 3 申告書への記載事項

先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額又は損失額 ( ⑫ の 金 領 ( ※ ) )	⑬ (赤字のときは△を付けないで 書いてください。) 1,200,000
①が黒字 の場合 (0の場合 も含みま す。)	先物取引に係る雑所得等の金額 ( 上 の ① の 金 領 ) ⑭ 2,000,000
	本年分の先物取引に係る所得から差し引く損失額 ( ① - ⑬ ) ⑮ 800,000
①が赤字 の場合	翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額 ( ⑦ + ⑪ ) ⑯ 0
	翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額 ( ⑦ + ⑪ + ⑬ ) ⑰

申告書第三表(分離課税用)の「所得金額」  
欄の⑯(申告書第四表(損失申告用)は「1  
損失額又は所得金額」欄のFの⑯)に転記  
してください。  
申告書第三表(分離課税用)の「その他」  
欄の⑯(申告書第四表(損失申告用)は「4  
繰越損失を差し引く計算」欄の⑯)に転記  
してください。  
申告書第三表(分離課税用)の「その他」  
欄の⑯(申告書第四表(損失申告用)は「7  
翌年以後に繰り越される先物取引に係る損  
失の金額」欄の⑯)に転記してください。  
申告書第三表(分離課税用)の「その他」  
欄の⑯(申告書第四表(損失申告用)は「7  
翌年以後に繰り越される先物取引に係る損  
失の金額」欄の⑯)に転記してください。  
また、申告書第三表(分離課税用)の「所得  
金額」欄の⑯及び「その他」欄の⑯(申告書  
第四表(損失申告用)は「1 損失額又は所得  
金額」欄のFの⑯及び「4 繰越損失を差し引  
く計算」欄の⑯)に「0」を書いてください。